

○姫路市環境審議会条例

平成6年10月1日

条例第21号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に姫路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体等を代表する者
- (3) 市その他関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務を処理する。
(関係者の出席)

第9条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、農林水産環境局において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 姫路市公害対策審議会条例（昭和46年姫路市条例第26号）は、廃止する。

3 最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 〔略〕

附 則（平成8年3月26日条例第12号）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月23日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年6月27日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和５年６月２６日条例第２５号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年７月１日から施行する。